



ネットパトロールだより

平成23年3月2日

相模原市立総合学習センター

<学習情報班>

No.18

2月のネットパトロール状況

ついにプロフサイト総数が1000件を超える

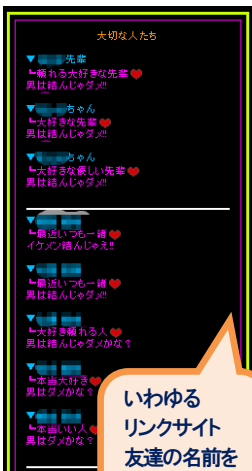
総合学習センターで行っているネットパトロールにより確認された2月24日現在の相模原市内小・中学校における『問題のある個人のプロフィールサイト』は、小学校2校で10サイト（前月比+2）、中学校32校で1014サイト（前月比+55）となりました。

増加したサイトのうち7割が自己紹介サイト（「前略プロフィール」等）への加入です。氏名や画像など個人情報に関わるデータの露出が多いことが特徴で、それが検索数の増加にもつながっています。

また、会員制登録サイト（mixi等）への加入も増加しており、中には年齢詐称による登録（15歳以下は登録できない）が疑われるものもあります。

問題のある個人のプロフィールサイトの詳細については次の通りです。

- 個人情報が掲載されているのは 824 サイト（前月比 +42）
- 不適切な内容の書き込みがあるのは 119 サイト（前月比 +10）
- 不適切な画像が掲載されているのは 35 サイト（前月比 +5）
- 誹謗中傷が書き込まれているのは 16 サイト（前月比 +5）
- パスワード・会員登録が必要なものは 321 サイト（前月比 +17）



いわゆるリンクサイト友達の名前をフルネームで掲載している

一方『学校裏サイト』は、小学校70校で152サイト（前月比-1）、中学校37校で343サイト（前月比+6）、合計107校で495サイト（前月比+5）となりました。

新規のものでは、ゲームサイトの中に学校名を付けた交流サイトや複数人で書き込みを行う共同ブログ、さらには、小中学生では利用できない会員登録サイト（「Facebook」等）へ誘導する書き込みなどもあり、多様な形態のブログや新しい動きに注目していかなければなりません。

学校裏サイトの詳細については次の通りです。



Face Book のサイトへ誘導する書き込み本来中学生は登録不可です。

- 個人情報が掲載されているのは 37 サイト（前月比 +1）
- 不適切な内容の書き込みがあるのは 17 サイト（前月比 ±0）
- 誹謗中傷が書き込まれているのは 19 サイト（前月比 ±0）
- パスワード・会員登録が必要なものは 187 サイト（前月比 +1）



中2女子6人が日替わりで書き込みをしている共同ブログ

二存してしたか？



平成23年4月1日より開始

神奈川県条例が改正施行されます

神奈川県
青少年保護育成条例のしおり

～社会全体で青少年を守り、支え、育てましょう～

大きく改正されました (平成23年4月施行)

条例の目的
この条例は、青少年の健全育成についての基本理念や保護者・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とします。

改正の趣意
改正により乳幼児も加えて、18歳未満の全ての方（役務者を除く）が保護対象となります。

神奈川県では平成22年10月に県の「青少年保護育成条例」が改正されました。

この条例は、青少年の健全育成について、県・保護者・県民・事業者の責務を明らかにし、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為を防止することなどを目的として、今回大きく変更されました。

条例内容は、主に、①夜間外出の制限 ②携帯電話インターネットの弊害を防止するルール ③有害図書類の制限、禁止に関する内容などで、青少年を巡る新たな課題に対応するための改正でもあります。

この中で、携帯電話使用については、有害サイトの閲覧を防止するフィルタリングの徹底をうたっています。

これによって、保護者がやむを得ない理由で「解除申出書」を提出しない限り、フィルタリングを解除できません。販売店でも理由書の提出がなければ、解除できないこととなります。

すでに「インターネット環境整備法」により、フィルタリング設定は原則義務化されていますが、解除するための手続きも厳格化されます。



この条例は、平成23年4月1日より施行されますので、学校入学を機会に子どもの携帯を購入する際、保護者はこのことをよく周知しておく必要があります。

(参照先アドレス「かながわの青少年行政」)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seisyonen/index.html>

保護者のみなさまへ
青少年を守るための携帯電話についての新しいルールです

（神奈川県青少年保護育成条例 平成23年4月1日施行）

青少年（18歳未満）の携帯電話でのインターネット利用について、やむを得ない理由がない限り、フィルタリングを解除することはできません！

ケータイは、いつでも連絡が取れる、便利な道具ですが、保護者の方の目が届かないところで、青少年が、有害情報を見たり、そうした情報を介して事件の被害者や加害者となってしまうなど、危険な面とリスクにも直面しています。

事件例 出会い系サイト
出会い系サイトで知り出された相手と会ったら、様子を窺われ、しかも画像をネット上で流されてしまった。

事件例 アダルトサイト
アダルトサイトを見つけたら、好奇心が止まらずに覗き込んだら、写真や動画を盗まれたり、「盗撮した」という表示が出て、通報が来る場合がある。

フィルタリングは、青少年を有害情報によるトラブルから守る有効な手段です。

（平成23年4月1日施行により、保護者の申出がなかった場合は、フィルタリング解除が原則禁止されています。）

フィルタリングとは
フィルタリングは、青少年に有害と思われる特定のサイト（出会い系サイト、アダルトサイト、違法薬物サイトなど）には接続できないようにするサービスです。

やむを得ない理由があり、フィルタリングを解除する場合は、その理由（下記の種類に限り）を記載した書面を、携帯電話事業者に出す必要があります。

●フィルタリングを解除できる理由
①青少年が被害に遭ったこと、
②青少年が犯罪に関与したこと、
③青少年が健康被害を受けたこと、
④青少年が経済的被害を受けたこと、
⑤青少年が身体的被害を受けたこと、
⑥青少年が精神的被害を受けたこと、
⑦青少年が社会的被害を受けたこと、
⑧青少年が法的被害を受けたこと、
⑨青少年が身体的被害を受けたこと、
⑩青少年が精神的被害を受けたこと、
⑪青少年が社会的被害を受けたこと、
⑫青少年が法的被害を受けたこと、
⑬青少年が身体的被害を受けたこと、
⑭青少年が精神的被害を受けたこと、
⑮青少年が社会的被害を受けたこと、
⑯青少年が法的被害を受けたこと、
⑰青少年が身体的被害を受けたこと、
⑱青少年が精神的被害を受けたこと、
⑲青少年が社会的被害を受けたこと、
⑳青少年が法的被害を受けたこと、
㉑青少年が身体的被害を受けたこと、
㉒青少年が精神的被害を受けたこと、
㉓青少年が社会的被害を受けたこと、
㉔青少年が法的被害を受けたこと、
㉕青少年が身体的被害を受けたこと、
㉖青少年が精神的被害を受けたこと、
㉗青少年が社会的被害を受けたこと、
㉘青少年が法的被害を受けたこと、
㉙青少年が身体的被害を受けたこと、
㉚青少年が精神的被害を受けたこと、
㉛青少年が社会的被害を受けたこと、
㉜青少年が法的被害を受けたこと、
㉝青少年が身体的被害を受けたこと、
㉞青少年が精神的被害を受けたこと、
㉟青少年が社会的被害を受けたこと、
㊱青少年が法的被害を受けたこと、
㊲青少年が身体的被害を受けたこと、
㊳青少年が精神的被害を受けたこと、
㊴青少年が社会的被害を受けたこと、
㊵青少年が法的被害を受けたこと、
㊶青少年が身体的被害を受けたこと、
㊷青少年が精神的被害を受けたこと、
㊸青少年が社会的被害を受けたこと、
㊹青少年が法的被害を受けたこと、
㊺青少年が身体的被害を受けたこと、
㊻青少年が精神的被害を受けたこと、
㊼青少年が社会的被害を受けたこと、
㊽青少年が法的被害を受けたこと、
㊾青少年が身体的被害を受けたこと、
㊿青少年が精神的被害を受けたこと、
①青少年が被害に遭ったこと、
②青少年が犯罪に関与したこと、
③青少年が健康被害を受けたこと、
④青少年が経済的被害を受けたこと、
⑤青少年が身体的被害を受けたこと、
⑥青少年が精神的被害を受けたこと、
⑦青少年が社会的被害を受けたこと、
⑧青少年が法的被害を受けたこと、
⑨青少年が身体的被害を受けたこと、
⑩青少年が精神的被害を受けたこと、
⑪青少年が社会的被害を受けたこと、
⑫青少年が法的被害を受けたこと、
⑬青少年が身体的被害を受けたこと、
⑭青少年が精神的被害を受けたこと、
⑮青少年が社会的被害を受けたこと、
⑯青少年が法的被害を受けたこと、
⑰青少年が身体的被害を受けたこと、
⑱青少年が精神的被害を受けたこと、
⑲青少年が社会的被害を受けたこと、
⑳青少年が法的被害を受けたこと、
㉑青少年が身体的被害を受けたこと、
㉒青少年が精神的被害を受けたこと、
㉓青少年が社会的被害を受けたこと、
㉔青少年が法的被害を受けたこと、
㉕青少年が身体的被害を受けたこと、
㉖青少年が精神的被害を受けたこと、
㉗青少年が社会的被害を受けたこと、
㉘青少年が法的被害を受けたこと、
㉙青少年が身体的被害を受けたこと、
㉚青少年が精神的被害を受けたこと、
㉛青少年が社会的被害を受けたこと、
㉜青少年が法的被害を受けたこと、
㉝青少年が身体的被害を受けたこと、
㉞青少年が精神的被害を受けたこと、
㉟青少年が社会的被害を受けたこと、
㊱青少年が法的被害を受けたこと、
㊲青少年が身体的被害を受けたこと、
㊳青少年が精神的被害を受けたこと、
㊴青少年が社会的被害を受けたこと、
㊵青少年が法的被害を受けたこと、
㊶青少年が身体的被害を受けたこと、
㊷青少年が精神的被害を受けたこと、
㊸青少年が社会的被害を受けたこと、
㊹青少年が法的被害を受けたこと、
㊺青少年が身体的被害を受けたこと、
㊻青少年が精神的被害を受けたこと、
㊼青少年が社会的被害を受けたこと、
㊽青少年が法的被害を受けたこと、
㊾青少年が身体的被害を受けたこと、
㊿青少年が精神的被害を受けたこと、

県内販売店での保護者配布用チラシ

- 保護者向けの研修会に講師として指導主事を派遣しています。
 - 学校裏サイトに関する相談も随時受け付けています。
- 連絡先 相模原市立総合学習センター学習情報班 TEL 042-754-2577

